

自筆証書遺言と公正証書遺言の違い

自筆証書遺言		公正証書遺言	
概要	自宅等で保管 (従来の制度)	法務局で保管 (R2.7.10から)	法律の専門家である公証人が 正確に作成し、保管する。
自分で全文を書く(自書する。) *ただし、財産目録は、パソコンで作成可		概要	公証役場
手順	自宅等 法務局 	法務局 	公証役場
《遺言を書く前の準備》 <ul style="list-style-type: none"> ●確認すること <ul style="list-style-type: none"> ・相続財産を書き出す ・相続人が誰か調べる など 		公証人に相談し、アドバイスを受けながら、遺言者の真意を正確にまとめ、作成してくれる。 <ul style="list-style-type: none"> ●確実…不備により無効になるおそれがない。遺言内容を確実に実行できる。 ●安心…発見されない、改ざん、隠ぺい等のおそれがない。 	
《遺言を書く》 <ul style="list-style-type: none"> ●自書する。(全文、日付、氏名の自書が必要) *内容について、具体的・正確に記載する。 →遺言の内容があいまい。 不正確な場合は、相続人間で争いになるおそれがある。 ●押印する。 		<p>信頼性が高い制度</p>	
本人確認	不要	必ず法務局に出頭	公証役場に出頭(原則) (ただし、公証人が出張することが可能)
手数料	不要	要(3,900円)	要(財産価格による)
裁判所の検認	要	不要	不要